

令和3年 8月 1日

(一社) 東京都空手道連盟  
道歴保証人 殿  
区郡市連盟  
理事長 殿

(一社) 東京都空手道連盟  
専務理事 今井 潔  
段位部会長 横尾 嘉明  
公印省略

令和3年度 (公財)全空連 秋季公認少年段位審査実施について  
(少年初段位及び少年弐段位)

標記について下記の通り実施されます。貴連盟の会派・団体に周知されます様お願いいたします。  
この審査会は (公財) 全日本空手道連盟 新型コロナウイルス感染防止ガイドラインにより  
実施いたします。また感染拡大状況により中止となる場合もあります。

少年初段位

- ・実技審査を免除とし、受審申請書の書類審査とする。
- ・受審者は審査会に出席する必要はありません

少年弐段位

- ・日 時 令和3年9月26日 (日)
- ・会 場 日本空手道会館  
東京都江東区辰巳1丁目1番20号 ☎ 03(5534)1951  
(東京メトロ有楽町線「辰巳」駅下車 1番出口 徒歩5分)
- ・受 付 09:15開始とする (時間前に来館しないでください)
- ・指定形1つと得意形1つの演武とする (受審申請書に申告した形)  
全空連競技規定、指定形リスト又は得意形リストに有る形とする  
但し、鉄騎・ナイハンチは除く
- ・組手審査を免除する

1. 申請手続き

- (1) 受審申請書 …………… (一社) 都空連指定用紙を使用すること  
都空連 HP から入手して使用することもできる
- (2) 写 真 …………… 申請書の所定の個所に貼付の事
- (3) 会 員 証 …………… 全空連会員証(写)を所定箇所に貼付すること  
都空連会員証 2年分(写)と受審料振込票(写)はクリップ止め添付のこと
- (4) 公認初段位を都空連以外から申請取得した者は証状(写)(A4)を添付すること  
以上の4点を確認の上、下記宛送付の事 (書類不備は受付できません)

〒233-0003 横浜市港南区港南6丁目9番3号 TEL/FAX. 045(841)2105  
横 尾 嘉 明

2. 申請期限 令和3年 9月 3日 (金) (必着)

3. 受審料 金16,000円 (振込み)

<振込先> みずほ銀行 上大岡支店 普通 2902007  
口座名 東京都空手道連盟 横尾 嘉明

#### 4. 注意事項

##### (1) 受審資格基準

- (イ) 受審者は(一社)都空連及び(公財)全空連の継続した登録会員であること  
(ロ) 胸マーク、腕マーク等は必ず消すこと

受審段	修業年数	全空連保持級段	年令基準
少年初段		1 級 位 (証状の写を添付) (8月末迄に取得のこと)	小学生以上で満15才未満又は義務教育を修了していない者
少年弐段	少年初段取得後 1年以上	少年初段位 (都空連以外から取得した者は証状の写を添付すること)	

##### (2) 受審申請書記入要領

- (イ) 現住所欄に郵便番号、生年月日欄に審査当日の満年齢を記入のこと  
\* (ロ) 公認取得級段位・会派取得級段位の各年月日を分けて明記のこと  
\* (ハ) 本人捺印し、承認されている道歴保証人の署名、捺印を受けること  
(二) 本審査会では保険に加入していないので各自スポーツ保険等に加入のこと  
(ホ) 団体名の個所は右記のように記入のこと

〇〇会〇〇館〇〇塾

※本審査会は公益財団法人全日本空手道連盟の委託事業として実施されます。

## 5. 新型コロナウイルス感染拡大防止対策

- (1) 受審申請者人数により、グループ分けして受付時間を制限します。
- (2) 下記に該当する方は参加を見合わせてください。
  - ・体調がすぐれない方
  - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる場合
  - ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- (3) 受付前（入館時）に検温を行い、発熱等がある場合はお帰りいただくことがあります。
- (4) 受審者は「健康管理チェック表」と「連絡先等確認用紙」に事前に記入し、入館時に提出すること。
- (5) 審査時以外はマスクを着用すること。
- (6) 他の人との距離を確保し、会話はできるだけ控えること。
- (7) 組手対戦時及び形演武時も大声での気合は不要とする。
- (8) こまめな手洗い、消毒を行い、管内の備品、用具、設置物にはできるだけ触れないこと。
- (9) 審査が全て終わりましたら速やかにお帰りください。
- (10) 審査会終了後 2 週間以内に、万一、新型コロナウイルスに感染した場合は必ず都空連及び段位部会長に連絡すること。
- (11) 開場時間前のご来館はご遠慮ください。
- (12) その他本連盟の措置、指示に従っていただきますようお願いいたします。